広島県告示第三百七十五号

六条の規定によって、次のとおり地方卸売市場の開設者の変更を認定した。 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第十四条において読み替えて準用する同法第

令和四年五月十九日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

四号二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	認定番号	
株式会社	名称	開
道七番地二	住	設者
売市場尾道地方卸	名称	地方
道七番地二尾道市東尾	位置	卸売
工品 これらの加	取扱品目	市場
五月六日	月認変 定更 日年の	